

公益財団法人全日本柔道連盟 柔道事故防止に向けた安全管理規程

第1章 総則

(目的等)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)、加盟団体が主催、共催する競技会、および本連盟登録者の稽古等日常活動の安全管理を図ることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程の適用範囲は、以下のとおりとする。

- (1)本連盟が主催、共催する競技会
- (2)加盟団体が主催、共催する競技会
- (3)本連盟登録団体の稽古等日常活動

(用語の定義)

第3条 本規程で事故とは人身及び物損事故をいう。

2. 重大事故とは、頭部外傷、頸部外傷、熱中症等により死亡、もしくは重篤な後遺障害が生じた事故(見舞金支給に該当する事故)をいう。
3. 重大事故に準じる事故とは、頭部外傷、頸部外傷、熱中症により手術、もしくは長期間入院をした事故、その他、事故抑止のため参考となる特異な事故をいう。

第2章 競技会

(競技会における安全指導主任の配置)

第4条 競技会には、安全指導主任を置くことができる。

2. 安全指導主任は競技役員と別途に配置することが望ましい。
3. 安全指導主任を置かない競技会においては、第5条各号の任務は、競技委員長、または競技副委員長が行うものとする。
4. 安全指導主任は、本連盟公認審判員の資格を有する者のうちから、競技委員長が指名する者とする。

(安全指導主任の任務)

第5条 安全指導主任は、競技会において次の各号について競技委員長に報告する。

- (1)会場における施設、設備、備品等や環境に、安全上の危惧が確認された場合
 - (2)天候、天災等により、安全な競技会の運営が危ぶまれる場合
 - (3)その他、競技会の安全管理のうえで必要と思われる事象が発生した場合
2. 安全指導主任は、競技会においてAEDの設置場所、緊急連絡先を把握するものとする。これら情報は、大会プログラムに掲載することが望ましい。

第3章 稽古等日常活動

(稽古等日常活動における安全指導員の配置)

第6条 登録団体の稽古等日常活動には、安全指導員を置く。

2. 安全指導員は監督・顧問等指導者、またはこれら指導者が指名する者とする。

(安全指導員の任務)

第7条 安全指導員は、稽古等日常活動において次の各号を行う。

(1)安全に活動するうえでの練習計画、活動計画等の作成

(2)稽古等日常活動における安全管理上の指導

(3)AEDの設置場所、緊急連絡先を登録団体構成員に周知(緊急連絡先は稽古等を実施する場所に掲示する)

(4)各年度1回以上、救急処置法について登録団体構成員の訓練を実施

(5)その他、稽古等日常活動において安全管理のうえで必要と思われる事項

第4章 緊急対応

(救護)

第8条 競技会における競技委員長、稽古等日常活動における安全指導員は、負傷者救護等を第一とした措置を行う。

(施設管理者への報告)

第9条 重大事故、重大事故に準じる事故の可能性があるとき、もしくは救急搬送を必要とする事故においては、競技委員長または安全指導員が施設管理者に事故発生状況報告を行い、その指示に従うものとする。

(全日本柔道連盟への報告)

第10条 頭部外傷、脳しんとう、頸部外傷、熱中症、その他緊急入院を要した事故においては、前条の措置後、競技委員長、監督・顧問等指導者、または加盟団体が所定の様式により全日本柔道連盟に報告するものとする。

第5章 安全指導講習会

(安全指導講習会の実施)

第11条 都道府県柔道連盟(協会)は、安全指導講習会を各年度1回以上行うものとする。

第6章 雑則

第12条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、2024年6月3日から施行する。